

事務事業名 高齢者在宅福祉事業

出力日：令和07年03月18日

キーコード：179

施策：	10	高齢者福祉の充実 ～地域包括ケアシステムの推進～	財務コード	01030102-06-149
基本事業：	03	日常生活の支援	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	高齢者が利用できる生活支援メニュー数		担当課	高齢者支援課
			担当係	高齢者福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成12年度 ～		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画								
1．対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2．手段（事務事業の内容、やり方、手順）												
市内居住のおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者等			●寝具洗濯サービス事業：独居の在宅ねたきりの高齢者等で、寝具の衛生管理が困難な場合、寝具洗濯を業者に依頼ができる。（1人年2回まで） 【利用者負担金額】業者委託料の1割 ●短期入所事業：介護保険の対象外の高齢者等が、自宅での生活が一時的に困難になった時に、原則1週間まで養護老人ホームに入所ができる。 【利用者負担金額】1,720円/日 生保世帯で社会的理由の場合は無料 ●ねたきり老人介護手当：65歳以上の在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者（要介護4または5）を家庭で常時介護している市民税非課税世帯の介護者に支給 【支給額】月額20,000円												
3．意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）															
在宅ねたきり高齢者の実態を把握し、困難となっている生活動作を支援することで、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができる。															
4．成果（簡易評価は未記入）															
成果指標名称		単位	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	目標						
			実績	実績	当初	要求	計画	計画							
高齢者在宅福祉サービス提供割合		%	100	100	100	100			15						
延べ利用回数		回	171	155	120	120			100						
5．コスト															
事業費		計	千円	2,699	2,963	4,728	4,742								
		国	千円	0	0	0	0								
		県	千円	0	0	0	0								
		地方債	千円	0	0	0	0								
		その他	千円	0	0	0	0								
		一般	千円	2,699	2,963	4,728	4,742								
正職員人工数		人工	0.3	0.2	0.3										
正職員人件費		千円	2,318	1,563	2,407										
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	5,017	4,526	7,135	4,742									
6．成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）															
●あがっている		【状 況】高齢者在宅福祉サービスの利用割合は100%で目標を達成した。 【原 因】在宅福祉サービスの制度の啓発を民生委員等への周知に努め、申請者は20名から22名となり、全てサービスに繋ぐことができた。 【サービス利用者実績】R4年度：20人 R5年度：22人													
○どちらかといえばあがっている															
○あがっていない（停滞・低下）															
7．評価及びコメント（簡易評価は未記入）															
対象動向	維持	類似事業	あり	以下の2事業は、介護保険法に基づく事業で類似事業あり。 ・ねたきり老人介護手当は、介護サービス未利用で在宅介護をする場合は、介護保険法に基づく事業で支給する。 ・短期入所事業は、介護保険の要介護認定を受けている場合は、介護保険法に基づく介護サービスを利用する。											
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし												
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし												
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	なし												
成果向上余地	中程度														
8．改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				■改善方向性 ●維持 ○見直し ○廃止 ○事業終了											
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）															
・住み慣れた地域で生活できるよう各事業を継続していく。 ・短期入所は、要介護認定の結果が出るまでの間や虐待対応の緊急避難として対応。この契機に必要な支援に繋ぐようにしている。 ・寝たきり老人介護手当は、国から、介護保険サービス利用者は、介護保険での支給対象外という方針が示された。				本市では以下の理由で本事業で対応することとした。 在宅介護の尊重：介護サービスを継続利用する事で、地域包括ケアシステム(住み慣れた地域で暮らし続けるまちづくり)を推進する。 在宅介護を推進することで介護給付費の抑制効果が見込める。											
■事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）				■備考・特記事項 or 進行管理欄											
・在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の維持を可能にし要介護状態への進行防止のため、平成12年から事業実施。 ・軽度生活援助ヘルパー派遣事業については、総合事業へ移行。（平成29年度は移行期間（継続利用のみ対応）で対応後完全移行。）				・平成29年度から寝具類等洗濯乾燥消毒サービス業務が特別会計から移行し、追加された。 ・令和元年度より、ねたきり老人介護手当について、介護サービス利用者については、本事業で対応する。											